

兵庫県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく、兵庫県の区域（建築主事を置く市の区域を除く。）における法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）の同項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の同項及び法第36条第1項の規定に基づく認定（以下「性能向上計画認定」という。）並びに法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「性能基準」という。）に適合している旨の法第41条第1項の規定に基づく認定（以下「性能基準適合認定」という。）の申請、法第19条第1項、同条第4項において読み替えて適用する同条第1項、法第20条第2項、法附則第3条第2項、同条第5項において読み替えて適用する同条第2項又は同条第8項の規定に基づく建築物の建築に関する届出又は通知（以下「建築の届出等」という。）、その他法の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(知事が定める建築物)

第1条の2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号。以下「手数料条例」という。）別表第4の67の部(1)の款に規定する知事（兵庫県知事をいう。以下同じ。）が定める建築物は、特定建築物（法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。）の非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の全部を工場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、危険物の貯蔵場又は処理場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物とする。

(知事が定める機関)

第2条 手数料条例別表第4の67の部(4)の款又は(7)の款に規定する知事が定める機関（以下「登録性能判定等機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 性能向上計画認定の申請又は性能基準適合認定の申請に係る建築物が、住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。以下「住宅」という。）又は複合建築物であつて、当該住宅又は複合建築物の住宅部分の法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下「性能誘導基準」という。）に適合する性能向上計画又は性能基準に適合する建築物であると

認める旨の書類その他の知事が定める書類を作成する場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

- (2) 性能向上計画認定の申請又は性能基準適合認定の申請に係る建築物が、非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「非住宅建築物」という。）又は複合建築物であって、当該非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の性能誘導基準に適合する性能向上計画又は性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の知事が定める書類を作成する場合 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
- (3) 性能向上計画認定の申請又は性能基準適合認定の申請に係る建築物が、複合建築物であって、当該複合建築物の住宅部分及び非住宅部分の性能誘導基準に適合する性能向上計画又は性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の知事が定める書類を作成する場合 前各号に掲げる機関

（知事が定める書類）

第3条 手数料条例別表第4の67の部(4)の款に規定する知事が定める書類は、登録性能判定等機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価（性能向上計画認定の申請に係る建築物又はその部分が性能誘導基準に適合する建築物又はその部分と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価に限る。）の結果を記載した、次の各号に掲げるいずれかの書面とする。

- (1) 性能誘導基準技術的審査適合証（登録性能判定等機関が作成した性能誘導基準に適合するものである旨を証する書面をいう。以下同じ。）
- (2) 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）の施行の際（令和4年10月1日）現に存する建築物の住宅部分（当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合するものに限る。）にあっては、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4（住宅品質確保法第3条の2第1項に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-2（2）イ①に規定する設計一次エネルギー消費量が、同イ②に規定する基準一次エネルギー消費量を下回る場合に限る。）、等級5又は等級6に適合している場合）に限る。）の写し

- 2 手数料条例別表第4の67の部(7)の款に規定する知事が定める書類は、登録性能判定等機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価（性能基準適合認定の申請に係る

建築物が性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価に限る。)の結果を記載した、次の各号に掲げるいずれかの書面とする。

- (1) 性能基準技術的審査適合証（登録性能判定等機関が作成した性能基準に適合するものである旨を証する書面をいう。以下同じ。）
- (2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第25条第2項の性能向上計画認定に係る通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (5) 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6に適合している場合（法の施行の際（平成28年4月1日）現に存する建築物の住宅部分にあっては、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4、等級5又は等級6に適合している場合）に限る。）の写し

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による適合性判定の実施）

第4条 法第15条第1項の規定に基づき、知事は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の適合性判定の全部を行わせるものとする。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、前項の適合性判定の業務を開始する日は、平成29年4月1日とする。

（技術的審査適合証）

第5条 性能向上計画認定又は性能基準適合認定を受けようとする者は、当該認定の申請を行う前に、当該申請に係る建築物又はその部分が性能誘導基準に適合すること又は性能基準に適合することについて、登録性能判定等機関に対して性能誘導基準技術的審査適合証又は性能基準技術的審査適合証の作成に係る申請をすることができる。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第6条 法第15条によらない場合の適合性判定の申請に係る省令第1条第1項（省令第7

条第1項の規定により準用する場合を含む。)に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 基準省令附則第3条又は第4条の規定の適用がある場合にあつては、基準省令の施行の際(平成28年4月1日)現に存する建築物であることを確認できる書類の写し
- (2) その他知事が必要と認める図書

2 建築の届出等に係る省令第12条第1項(省令第14条第1項の規定により準用する場合並びに省令附則第2条第1項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。)、省令第13条の2第3項(省令附則第2条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)又は省令第14条第3項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 法附則第3条の規定の適用がある場合にあつては、法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際(平成29年4月1日)、基準省令附則第3条又は第4条の規定の適用がある場合にあつては、基準省令の施行の際(平成28年4月1日)に現に存する建築物であることを確認できる書類の写し
- (2) その他知事が必要と認める図書

3 性能向上計画認定の申請に係る省令第23条第1項又は省令第24条の3第2項第1号に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 手数料条例別表第4の67の部(4)の款に規定する知事が定める書類を添付する場合にあつては、第3条第1項に規定する書面
- (2) 法第35条第2項(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る性能向上計画が、建築主事による建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものである場合にあつては、同法第18条の2第1項の規定により知事から委任された指定構造計算適合性判定機関が作成した当該性能向上計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定した旨を証する書面又はその写し

- (3) 基準省令附則第3項又は第4項の規定の適用がある場合にあつては、基準省令の施行の際(令和4年10月1日)現に存する建築物であることを確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める図書

4 性能基準適合認定の申請に係る省令第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 手数料条例別表第4の67の部(7)の款に規定する知事が定める書類を添付する場合にあつては、第3条第2項に規定する書面
- (2) 基準省令附則第3条又は第4条の規定の適用がある場合にあつては、基準省令の施行の際(平成28年4月1日)現に存する建築物であることを確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める図書

(所管行政庁が不要と認める図書)

- 第7条 法第15条によらない場合の適合性判定の申請に係る省令第1条第3項（省令第7条第1項の規定により準用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別に知事が不要と認める図書とする。
- 2 建築の届出等に係る省令第12条第4項（省令第14条第1項の規定により準用する場合及び省令第13条の2第6項の規定により適用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別に知事が不要と認める図書とする。
- 3 性能向上計画認定の申請に係る省令第23条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は次に掲げる図書とする。
- (1) 前条第3項第1号に掲げる図書を添えたものにあつては、省令第23条第1項の表の
(い) 項の仕様書（仕上げ表を含む。）、各部詳細図及び各種計算書並びに（ろ）項に掲げる図書（住宅部分については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の
(は) 項に掲げる図書）。ただし、知事の適合性判定を受けなければならない場合の法第34条第3項に規定する他の建築物に係るものを除く。
- (2) その他知事が不要と認める図書
- 4 性能基準適合認定の申請に係る省令第30条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は次に掲げる図書とする。
- (1) 前条第4項第1号に掲げる図書を添えたものにあつては、省令第1条第1項の表の
(い) 項の仕様書（仕上げ表を含む。）、各部詳細図及び各種計算書並びに（ろ）項に掲げる図書（住宅部分については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の
(は) 項に掲げる図書）
- (2) その他知事が不要と認める図書

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、法の施行に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。